

火災時の消防活動体制及び関係官庁への事故報告体制に関する確認結果

火災時の消防活動体制及び関係官庁への事故報告体制に関する確認結果の概要を以下に示す。詳細は別表のとおり。

1. 施設内で発生した火災に対する事業者による消防活動の体制について

- (1) 防火体制については、夜間・休日を含め「消防計画」に基づいた火災発生時の通報体制により、速やかな公設消防への通報及び、社内の自衛消防隊組織への通報ルートが確立されており、定期的な消防教育の実施により関係者への周知徹底が図られている。また、自衛消防隊は、24時間常駐する「消火専門隊」を有し、速やかに初期消火活動が可能としている。
- (2) 実際の消火活動に関しては、消防法に基づいた消火栓・消火器等の設備の他、化学消防ポンプ自動車等を有しており、通常火災だけでなく、化学火災にも対応可能としている。

2. 放射能漏れ等の事故時における関係官庁への報告体制について

- (1) 通報体制は、施設から関係官庁へ直接通報するとともに、法令報告対象事象の関係官庁への通報については、事象発見後直ちに実施することとしている。
- (2) 通報体制に関する教育・訓練を定期的に行うことにより、迅速な通報ができるよう、通報体制の維持に努めている。

以 上

1. 消防活動体制の点検結果

別表

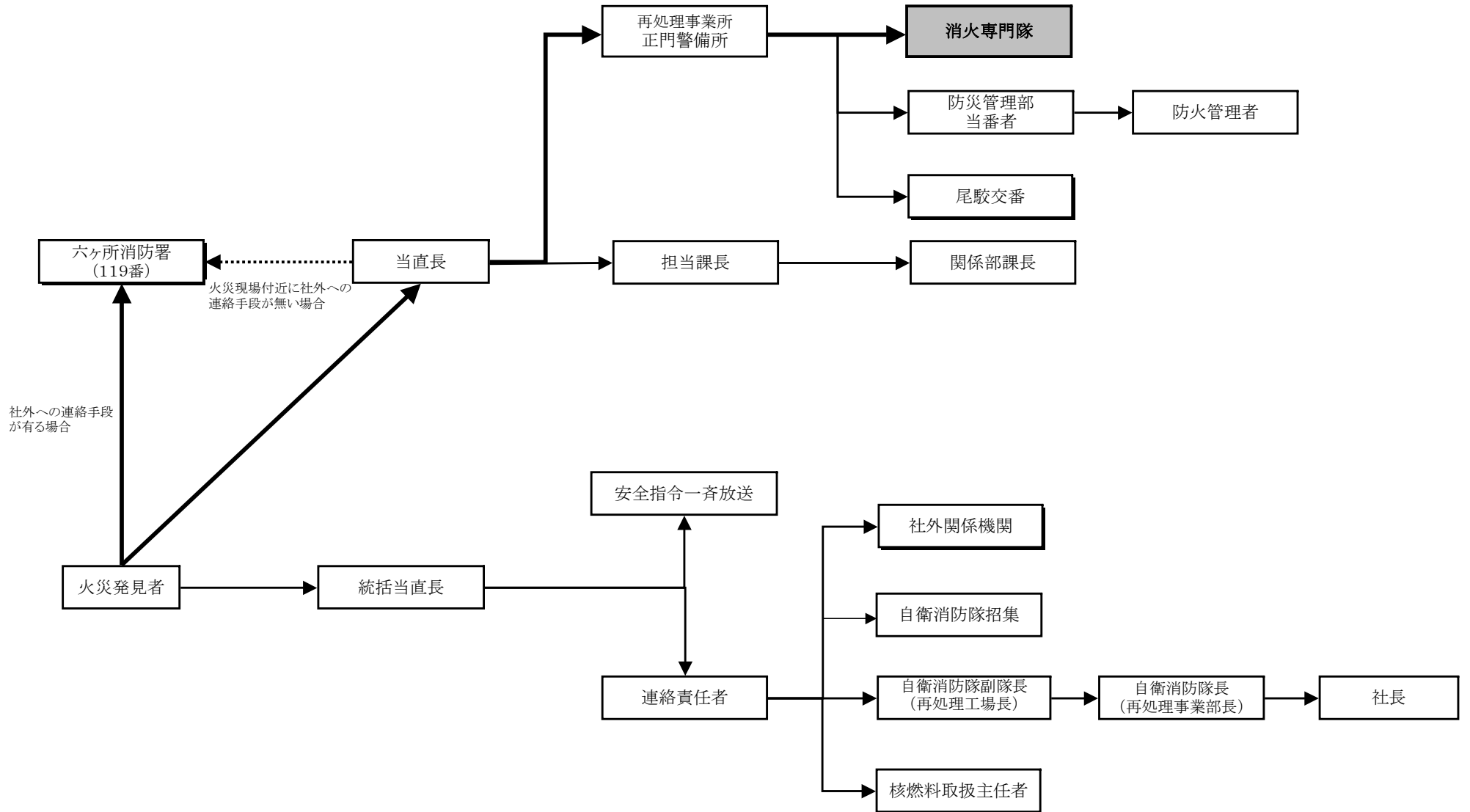
		点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
①社内ルール	連絡体制	工場施設の場合 ・発見者が、直接消防署へ通報し、その後当直長へ通報する。 別紙－1 参照 事務所その他 ・発見者が、直接消防署へ通報し、その後防災専用電話へ通報する。	左記ルールの関係者への周知、徹底 ・消防計画に基づく消防教育（年1回）を実施
	初期消火体制	平日昼間 ①発見者、当直員による消火活動 ②自衛消防隊（消火専門隊*・消火班）による消火活動 夜間休日 ①発見者、当直員による消火活動 ②自衛消防隊（消火専門隊*）による消火活動 ※専任隊長1名、警備と兼務の隊員4名が24時間常駐 ※化学消防ポンプ自動車の操作のため、必要な人員数	左記ルールの関係者への周知、徹底 ・消防計画に基づく消防教育（年1回）を実施
	自衛消防隊	別紙－2のとおり自衛消防隊組織を定めている	別紙－2のとおり
②地元消防との連携		火災等が発生した場合の対策について、円滑な消防活動及び被害の軽減並びに、消防隊の放射線障害の防止を図る目的で、平成9年に地元消防組合と協定を締結し、その後平成16年に更に救急・救助を含めた協定に変更した。	協定締結日 ・平成9年7月31日 協定変更日 ・平成16年2月13日
③消火設備の設置状況		①消防法に基づき、屋内外消火栓設備、二酸化炭素消火設備を設置している。 ②上記の他、化学消防ポンプ自動車1台、可搬式消火ポンプ2台、インパルス消火銃2台を保有している。 ③大規模な地震で消火栓が十分使用出来ない場合及び、公設消防が速やかに来られない場合についても、上記②の設備を利用した自衛消防隊による消火活動が可能である。 ④化学火災に対しても、屋外については、化学消防ポンプ自動車による消火剤を使用した泡消火。屋内については、二酸化炭素消火設備並びに、二酸化炭素消火器による窒息消火が可能である。	

	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
④消防資機材の点検	別紙－３のとおり	別紙－３のとおり
⑤教育訓練	<p>①総合消防訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理、濃縮、埋設の工場施設と事務所建屋において、公設消防は参加せず、社内だけで通報から鎮火確認まで行う訓練 <p>②公設消防との合同消防訓練（①から1ヶ所を選抜して実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設消防が実際に参加し、通報から鎮火確認まで行う訓練 <p>③消火専門隊日常訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防ポンプ自動車の操作、屋外消火栓の放水、救助活動等、専門的な訓練 <p>④消防屋内訓練所での消防訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊の消火班や、工場施設に勤務する当直員・保修員・放射線管理員その他、警備員に対して行う初動対応訓練（通報・消火・救助・空気呼吸器の装着訓練等を実施） <p>⑤消防計画に基づく消防教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防計画毎に、所属する人員に対して火災発生時の連絡・初期消火活動等についての周知 	<p>①年1回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器による実消火訓練も実施 <p>②実施施設を毎年決めて年1回実施</p> <p>③専任の隊長を入れた5名にて、年に20回実施（④の訓練10回を含む）</p> <p>④各訓練対象者が年に1～2回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙－4参照 <p>⑤消防計画毎に、年1回実施</p>

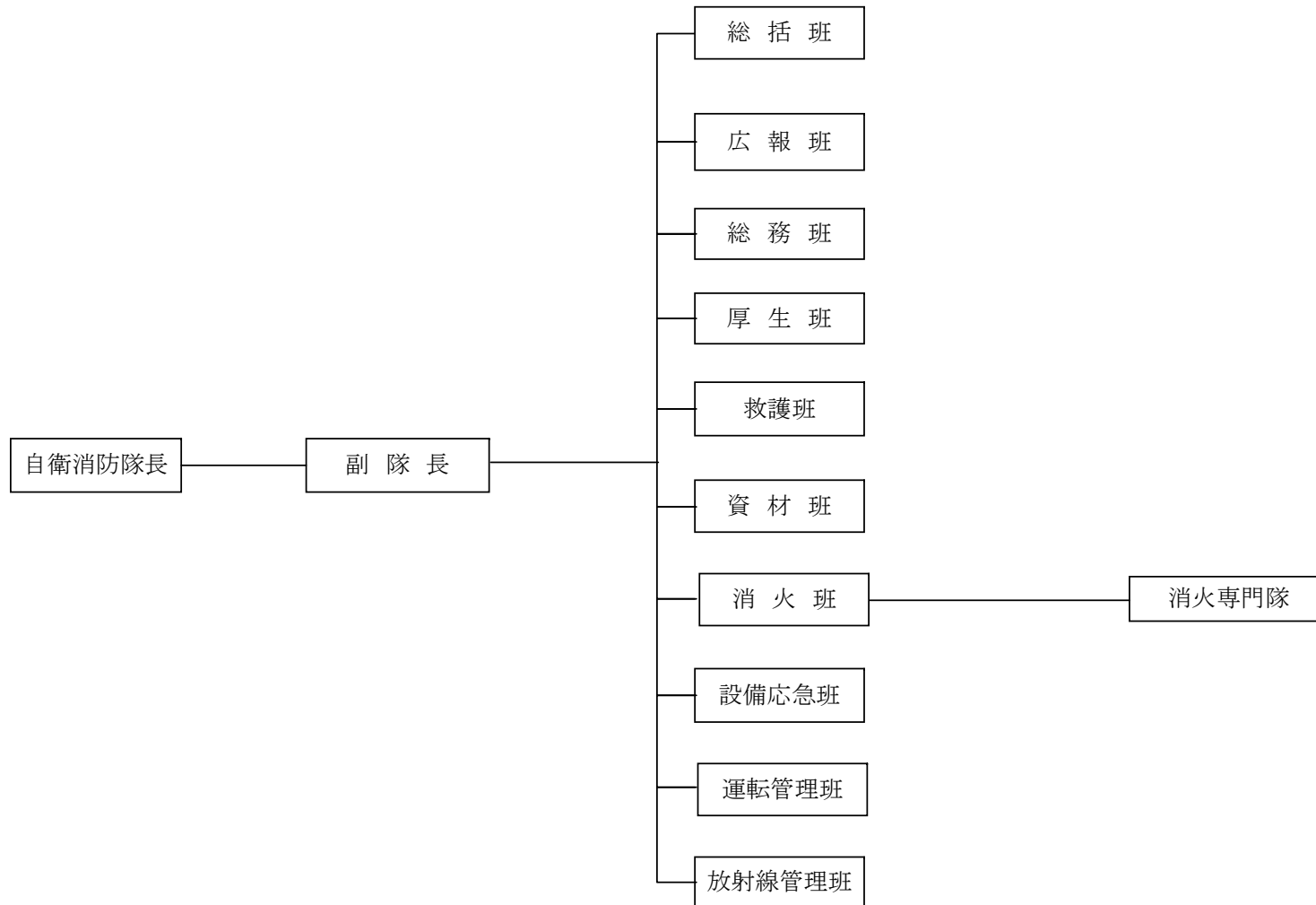
2. 放射能漏水等の事故についての報告体制の再確認結果

	点検内容（現行ルール、体制等）	点検確認実績
①社内ルール （連絡体制）	<p>・連絡体制は社内ルールで以下のとおり、施設から関係官庁へ直接通報する体制としている。（詳細は別紙－5参照）</p> <p>平日 発見者→当直長又は管理担当課長→連絡責任者 →原子力安全・保安院（保安検査官）等</p> <p>夜間及び休日 発見者→当直長→連絡責任者（当番者） →原子力安全・保安院（保安検査官）等</p>	<p>社内ルールで規定している通報体制を保安教育で周知・徹底している。</p> <p>また、実際の対応において改善点が抽出された際には、ルールの改正、訓練による検証を通じ、有効性の確認を行っており、過去の実績としては、夜間、休日は連絡責任者を勤める宿直当番者をおくといった改善を実施している。</p>
②連絡資機材の状況	<p>平常時は内線電話、ファクシミリ等（一般回線）の連絡資機材を整備している。また、防災用の連絡資機材を別紙－6のとおり整備しており、通報可能なようにしている。なお、別紙－6の資機材（緊急時電話回線のうち、再処理事業部は24台中13台が優先回線、濃縮事業部及び埋設事業部の13台中6台が優先回線）については、定期的な点検により、機能の確認を実施している。</p>	<p>平常時は通報連絡訓練で連絡資機材の機能を確認している。</p> <p>平成18年度訓練実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮事業部 8回 ・埋設事業部 10回 ・再処理事業部 30回 <p>防災資機材の点検実績は別紙－6による。</p>
③教育・訓練	<p>・通報体制に関する訓練としては、社内ルールに基づき定期的に通報連絡訓練を実施している。</p> <p>・社内ルールに基づき保安教育「非常の場合に採るべき措置に関すること」にて、通報体制について異常時の通報・連絡、応急措置等、非常時対策活動に係る教育を保安に関する業務を行なう者を対象として実施している。</p>	<p>至近の教育実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮施設 平成19年 7月13日 ・埋設施設 平成19年 7月 4日 ・再処理施設 毎週実施 ・管理施設 毎週実施

「火災発生時」の通報体制(夜間・休祭日)(再処理施設の例)
 (濃縮・埋設施設もこれに準じた通報体制としている)



自衛消防隊組織(再処理施設)



※再処理施設の自衛消防隊組織であり、各消防計画により班体制が若干異なります。

消防資機材の点検

1. 設備

	点検内容	頻度
屋外消火栓	外観点検	1回/月
	放水試験	1回/年
防火用水	外観点検	1回/月

2. 資機材

	点検内容	頻度
消火器	外観点検, 員数確認	1回/6ヶ月
ロープ	外観点検, 員数確認	1回/月
携帯用拡声器	外観点検, 員数確認	1回/月
無線機	外観点検, 員数確認	1回/月
耐熱服	外観点検, 員数確認	1回/月
防火服	外観点検, 員数確認	1回/月
空気呼吸器	外観点検, 員数確認	1回/月
可搬式消火ポンプ	外観点検, 員数確認	1回/月
インパルス消火銃	外観点検, 員数確認	1回/月
警笛	外観点検, 員数確認	1回/年
携帯用照明器具	外観点検, 員数確認	1回/年

3. 消防車両

	点検内容	頻度
化学消防ポンプ自動車	車輦日常点検	1回/日
	資機材点検	1回/月
	消防用ポンプ点検	1回/年
資機材搬送車	車輦日常点検	1回/日
	資機材点検	1回/月
緊急搬送車	車輦日常点検	1回/日
	資機材点検	1回/月

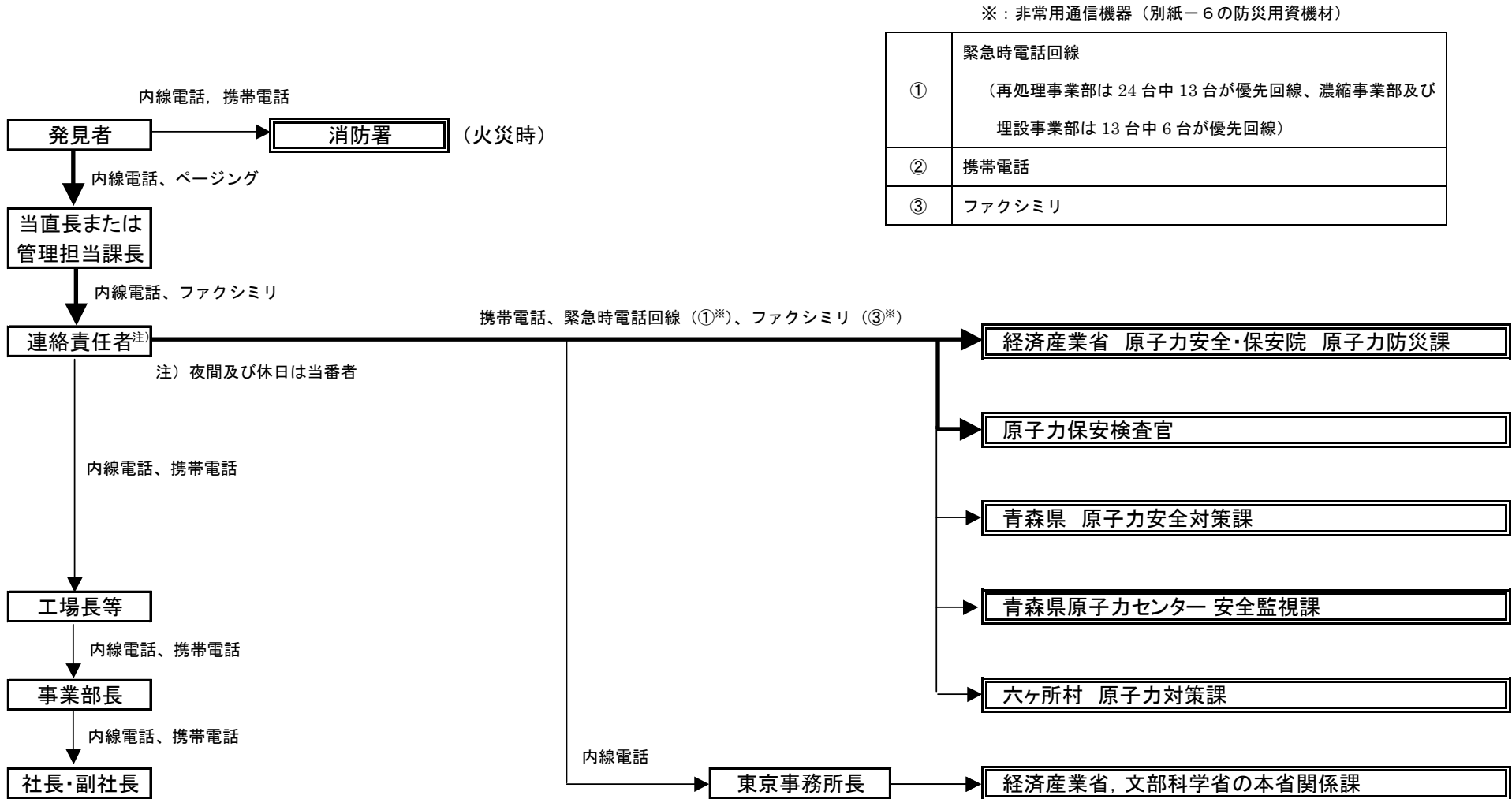
平成18年度屋内消防訓練所 訓練受講実績

受講者		回数	延べ参加者数
消火班	消火専門隊	8班×10回	430
	消火班員	2回	191
再処理工場本体	現場対応者当直員	2回	490
	現場対応者以外当直	1回	165
	各課日勤操作員	1回	138
廃棄物管理施設(当直員)		2回	30
ウラン濃縮工場(当直員)		2回	40
・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・研究開発棟		2回	26
放射線管理		1回	12
警備員		1回	150

訓練項目

1. 救助訓練
2. 空気呼吸器取扱訓練
3. 通報訓練
4. 屋内消火栓取扱訓練
5. 消火器取扱訓練
6. 発煙・暗闇環境下での空気呼吸器装着時の救助搬出訓練
7. 発煙・暗闇環境下での空気呼吸器装着時の屋内消火栓対応訓練

*各部所にあう訓練項目を3～5選び実施



①	緊急時電話回線 (再処理事業部は 24 台中 13 台が優先回線、濃縮事業部及び埋設事業部は 13 台中 6 台が優先回線)
②	携帯電話
③	ファクシミリ

トラブル時の基本通報体制

原子力防災資機材（非常用通信機器）点検実績一覧

	原子力防災資機材	数 量	点検内容	点検頻度	至近の点検実績
①	緊急時電話回線	(再処理) 24回線 (内、優先回線13回線) (濃縮・埋設) 13回線 (内、優先回線6回線)	通話テスト	1回/年	(再処理) 平成19年 4月25日 (濃縮・埋設) 平成18年10月 3日
②	携帯電話	(再処理) 21台 (濃縮・埋設) 18台	通話テスト 及び数量確認	1回/年	(再処理) 平成19年 4月26日 (濃縮・埋設) 平成18年10月 3日
③	ファクシミリ	(再処理) 5台 (濃縮・埋設) 4台	通話テスト	1回/年	(再処理) 平成19年 4月25日 (濃縮・埋設) 平成18年10月 3日